

令和3年度（2021年度）財政援助団体等監査結果に係る注意事項の公表

令和3年（2021年）10月27日から令和4年（2022年）2月2日までの間に実施した財政援助団体等監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが、早期の是正措置を促す必要があるものです。

令和4年（2022年）3月14日

熊本県監査委員事務局

① 補助金等交付団体

事項	内容	課題数
役員等の選任手続	役員を選任手続について、寄附行為と実態が一致していない。	1
役員報酬	役員報酬を支給しないことについて、理事会に諮っていない。	1
給与	学園長の給与について、支給根拠が明確でない。	1
補助金の事務処理	交付決定等の事務処理の遅れにより学校法人の事務処理に支障が出ている。	2

② 出資団体

事項	内容	課題数
定款等に基づく事務処理	事業報告及び決算等について、稟議書等を作成していない。 役員を選任について、一括して決議している。	2
金庫内の管理	内容不明の小銭や法人の資産ではない金券類等を法人の資産と一緒に管理している。	1
	過去からの処理されていない現金過不足金、金券類、旧法人の公印等多数のものを保管している。	1
会計規程の不備	前回監査で課題としていた会計規程の改正をしていない。 旅費及び旅費の支給について定めていない。	1

③ 公の施設の指定管理者

事項	内容	課題数
管理業務の事務処理	休園日・開園時間の変更、利用料金について、知事の承認が確認できない。 事業報告について、県の承認が確認できない。	1
利用料金の納付時期	施設の利用料金について、指定管理者が後納を認めていることが確認できない。	1
財産の管理	施設内の説明パネルが劣化し内容が読み取れず、木製ベンチも老朽化している。 案内板の表示内容が一部現状に合っていない。	1
指定管理業務に係る手続	施設敷地内の自動販売機について、行政財産の使用許可など必要な手続が確認できない。 使用許可の対象施設がないにもかかわらず、協定書の中に使用許可の規定がある。	1